

鳴門市再生可能エネルギー設備等普及促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進及び脱炭素型社会の形成並びに災害に強いフェーズフリーなまちづくりを実現することを目的として、再生可能エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム 住宅又は事業所（以下「住宅等」という。）の屋根又はその敷地内に設置し、太陽電池（太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより、電気を発電する装置をいう。）で発電するシステムをいう。

(2) 蓄電池システム 太陽光発電システムと常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備で、住宅等に電力を供給するための蓄電池システムをいう。

(3) 電気自動車等充給電システム（V2H） 住宅用太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車又はプラグインハイブリット自動車の充電及び当該電気自動車等から住宅に電力の供給を行う装置をいう。

(4) 住宅 自ら居住し、又は居住する予定の家屋（店舗、事務所等との兼用の場合を含む。）をいい、住宅に付属する倉庫等の建物を含む。

(5) 事業所 事業を営み、又は営む予定の事務所、工場、店舗等の事業場をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）を鳴門市（以下「市」という。）内の住宅等に設置し（住宅の新築に併せて設置する場合を含む。）、又は補助対象設備が設置された市内の建売住宅等を購入する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内の住宅等に別表に定められた補助対象設備を設置する個人又は法人で、申請日において市内に住所を有し、又は第10条の実績報告をするときまでに市内に住所を移すことを予定していること。

(2) 各種法令、国等が示すガイドライン等に定める遵守事項等に準拠して補助対象設備を設置すること。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 申請しようとする補助対象設備について過去に市の補助金及びこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 補助事業により取得した環境価値（温室効果ガス排出削減効果）について、法定耐用年数が経過するまでの間、補助金の交付を受けようとする者においてJ-クレジット制度への登録及び鳴門市以外の他者への譲渡を行わないこと。

(7) 本市が実施するJ-クレジット制度に係る事業に参加、協力すること。

2 補助金の交付対象となる住宅等は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。この場合において、補助対象設備の設置は、自己の責任において構造耐力上安全であるかを確認し、設置するものとする。

(1) 昭和56年6月1日以降に建築された住宅等

(2) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅等のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断されたもの

(3) 耐震改修を実施した住宅等

3 自己の所有でない住宅等、又はその敷地内に補助対象設備を設置する場合は、当該住宅等の所有者から設置の承諾を書面で得なければならない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 1システムにつき5万円

(2) 家庭用蓄電池システム 1システムにつき10万円

(3) 電気自動車等充給電システム 1システムにつき10万円

(4) 事業用太陽光発電システム 1システムにつき25万円

(5) 事業用蓄電池システム 1システムにつき30万円

2 前項第1号及び第2号の補助金を同時に申請する場合は1件につき5万円を加算するものとし、前項第4号及び5号の補助金を同時に申請する場合は1件につき20万円加算するものとする。

3 第1項第4号の補助金について、新規に設置する設備の最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値が100kW以上の場合は、1件につき25万円加算するものとする。

4 補助対象事業に対する補助金の交付は、同一の補助対象設備について1回限りとする。

る。ただし、第15条の法定耐用年数を経過した補助対象設備を処分し、更新する場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出し、その申請をしなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助事業実施計画書
- (3) 補助対象設備の設置予定場所を示す位置図
- (4) 補助対象設備の設置に係る見積書その他書類の写し
- (5) 太陽光発電システムについては、発電された電力の使用形態が分かる書類の写し
- (6) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが分かる書類の写し
- (7) 工事着手前又は補助対象設備購入前の現況が確認できる写真
- (8) 自己の所有でない住宅又はその敷地内に補助対象設備を設置する場合は、当該住宅等の所有者の承諾書
- (9) 交付申請する年度の前年度の1月2日以降に鳴門市に転入し、又は転入予定の交付申請者については、前年度の1月1日に居住していた市区町村長が発行した納税証明書
- (10) 交付申請者の本人確認書類の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象工事の着手前(補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合にあっては、当該住宅の引渡し前)にしなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、関係機関への照会及び必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(軽微な変更)

第8条 条例第5条第1項第2号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象設備全体に係る変更がない場合で、同一システム内の見積金額が100万円以上の増減を生じないものとする。

(計画変更の承認等)

第9条 第7条第3項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、条例第5条第1項第1号及び第2号の規定による市長の承認を受けようとするときは、前条の軽微な場合を除き、事業変更承認申請書(様式第3号)及び当該変更に係る

書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定に係る補助事業の変更の承認の通知については、様式第4号によるものとする。

3 条例第5条第1項第3号の規定により事業の廃止の承認を受けようとする者は、事業廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の規定に係る補助事業の廃止の承認の通知については、様式第6号によるものとする。

（実績報告書等）

第10条 条例第11条に規定する実績報告書は、様式第7号によるものとする。

2 被交付決定者は、対象設備の工事完了日、購入完了日若しくは対象設備が設置された建売住宅の引渡し完了日から起算して30日を経過する日又は申請書を提出した日以後の最初の3月最終金曜日（休日となる場合はその前日）のいずれか早く到来する日までに、前項の書類を市長に提出しなければならない。

3 規則第8条第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類をいう。

- (1) 補助事業完了報告書
- (2) 補助対象設備が設置された建物全体を確認できる写真
- (3) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (4) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し（補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）
- (5) 補助対象設備の形状、規格、構造等が確認できるカタログ又は仕様書等の写し
- (6) 住宅用太陽光発電システムについては、発電された電力の使用の詳細が分かる書類の写し

(7) 補助対象設備の設置及び購入に係る領収書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、実績報告書等について必要があると認めるときは、被交付決定者又は施工業者に報告を求めることができる。

5 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事等の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう被交付決定者に命ずることができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは補助金の額を確定するものとする。

2 条例第11条に規定する補助金の額の確定の通知は、様式第8号によるものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた被交付決定者は、補助金請求書（様式第9号）により、市

長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の補助金請求書等を受理した後、補助金を支払うものとする。

(手続の代行)

第14条 申請者は、第6条、第9条及び第10条に規定する手続(以下「手続」という。)について、補助対象設備を販売する者等に代行させることができる。

2 手続を代行する者は、手続について誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じて申請者に関し知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従い取り扱うものとする。

(取得財産等の管理)

第15条 補助金を交付された者(以下「被交付者」という。)は、補助対象設備について法定耐用年数(住宅用太陽光発電システムについては17年、家庭用蓄電池システム及び電気自動車等充給電システムについては6年)の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第16条 被交付者は、法定耐用年数期間内において、補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ補助金処分承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項に基づく申請があり、その理由が適当であると認めた時は、補助対象設備の処分について承認することとし、速やかに補助金処分承認決定通知書(様式第11号)により被交付者に通知するものとする。

(補助金決定の取消)

第17条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき

(2) 補助金を他の目的に使用し、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたと き

(補助金の返還)

第18条 前条の規定により、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合による返還の命令は、補助金返還通知書(様式第13号)により行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に設置する補助対象設備について適用し、同日前に設置した補助対象設備については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象設備	補助対象設備が満たすべき要件	補助対象経費
住宅用太陽光発電システム	<p>(1) 一般財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」又はそれに相当する認証を受けているものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値が2kW以上10kW未満であること。なお、増設の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。(ただし、既設の更新を除く)</p> <p>(3) 未使用品であること。ただし、リースは対象外とする。</p> <p>(4) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナーを同時に設置すること。</p>	機械器具費、本工事費及び付帯工事費
家庭用蓄電池システム	<p>(1) 国が補助事業を委託した団体の実施する「ZEH支援事業」において蓄電池システム登録済一覧に記載されているものであること。</p> <p>(2) 常時、住宅用太陽光発電システムと接続すること(接続する住宅用太陽光発電システムは新設・既設を問わない)。</p> <p>(3) 未使用品であること。ただし、リースは対象外とする。</p>	機械器具費、本工事費及び付帯工事費
電気自動車等充電システム(V2H)	<p>(1) 国が実施する電気自動車等充電システムに係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであること。</p> <p>(2) 常時、住宅用太陽光発電システムと接続すること(接続する住宅用太陽光発電システムは新設・既設を問わない)。</p>	機械器具費、本工事費及び付帯工事費

	(3) 未使用品であること。ただし、リースは対象外とする。	
事業用太陽光発電システム	<p>(1) 一般財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」又はそれに相当する認証を受けているものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値が10kW以上であること。</p> <p>(3) 未使用品であること。ただし、リースは対象外とする。</p> <p>(4) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナーを同時に設置すること。</p>	機械器具費、本工事費及び付帯工事費
事業用蓄電池システム	<p>(1) 国が補助事業を委託した団体の実施する「ZEH支援事業」において蓄電池システム登録済一覧に記載されているものであること。</p> <p>(2) 常時、太陽光発電システムと接続すること（接続する太陽光発電システムは新設・既設を問わない。）。</p> <p>(3) 未使用品であること。ただし、リースは対象外とする。</p>	機械器具費、本工事費及び付帯工事費